

国官会第15421号
国官技第345号
国営管第358号
国営計第144号
国港総第542号
国港技第86号
国空予管第1138号
国空空技第432号
国空交企第312号
国北予第20号
令和8年1月19日

別記のとおり

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公印省略)

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の一部改正について

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置については、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」

（令和3年12月17日付財計第4803号）に基づき、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月24日付国官会第16409号、国官技第243号、国営管第528号、国営計第150号、国港総第526号、国港技第65号、国空予管第677号、国空空技第381号、国空交企第210号、国北予第47号）。（以下「課長通知」という。）により実施してきたところである。

今般、国庫債務負担行為による複数年契約の次回調達における加点措置を受けた落札者が、本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合における減点措置について、

課長通知を下記のとおり改正することとしたので、留意して取り扱われたい。

記

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」
(令和3年12月24日付け国官会第16409号、国官技第243号、国営管第528号、国営計第150号、国港総第526号、国港技第65号、国空予管第677号、国空空技第381号、国空交企第210号、国北予第47号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(別紙2) 1. (略) 2. (略) 3. 減点措置 1. の評価基準を満たしていない場合、 加点割合（加算点・技術点の5%以上の 整数）よりも大きな割合（1点大きな配 点）で減点を行う。 2. で最終事業年度等及びその前事業年 度等の賃金支払の実績を確認し、本制度 の趣旨を意図的に逸脱していると判断さ れた場合、 <u>2.</u> における加点割合にかか わらず、 <u>1.</u> における加点割合（加算点 ・技術点の5%以上の整数）よりも大きな 割合（1点大きな配点）で減点を行う ことを検討する。 <u>ただし、1. と2. における減点措置は 重複して行わない（1. と2. の両方で 減点措置に該当する場合でも、減点は1. の加点割合（加算点・技術点の5%以上 の整数）よりも大きな割合（1点大きな 配点）の減点のみ。）。</u>	(別紙2) 1. (略) 2. (略) 3. 減点措置 1. の評価基準を満たしていない場合、 加点割合（加算点・技術点の5%以上の 整数）よりも大きな割合（1点大きな配 点）で減点を行う。 2. で最終事業年度等及びその前事業年 度等の賃金支払の実績を確認し、本制度 の趣旨を意図的に逸脱していると判断さ れた場合、 <u>加点割合（当初の調達の2年 度目から最終事業年度等の前々事業年度 等までの期間において、賃上げを実施し た各事業年度等の数に1を乗じた割合（ %）</u> を加算点・技術点に乘じ、それ以上 の <u>整数</u> よりも大きな割合（1点大きな 配点）で減点を行うことを検討する。
(別紙7－3) 上記の確認を行った結果、本制度の趣 旨を意図的に逸脱していると判断された	(別紙7－3) 上記の確認を行った結果、本制度の趣 旨を意図的に逸脱していると判断された

場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、賃上げの実施を表明した企業等における加点割合（加算点・技術点の5%以上の整数）よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点を行うか検討することとする。ただし、賃上げの実施に関する評価における減点措置と、国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績に関する評価における減点措置は重複して行わない（賃上げの実施に関する評価及び国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績に関する評価の両方で減点措置に該当する場合でも、減点は賃上げの実施を表明した企業等における加点割合（加算点・技術点の5%以上の整数）よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点のみ。）。

(別紙7-4)

上記の確認を行った結果、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、賃上げの実施を表明した企業等における加点割合（加算点・技術点の5%以上の整数）よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点を行うか検討することとする。ただし、賃上げの実施に関する評価における減点措置と、国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績に関する評価における減点措置は重複して行わない（賃上げの実施に関する評価及び国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績に関する評価の両方で減点措置に該当する場合でも、減点

場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点を行うか検討することとする。

(別紙7-4)

上記の確認を行った結果、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点を行うか検討することとする。

は賃上げの実施を表明した企業等における加点割合（加算点・技術点の5%以上の整数）よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点のみ。）。

別記

大臣官房会計課長 殿	中国地方整備局副局長 殿
大臣官房官庁営繕部長 殿	四国地方整備局長 殿
物流・自動車局長 殿	四国地方整備局次長 殿
港湾局長 殿	九州地方整備局長 殿
航空局長 殿	九州地方整備局副局長 殿
北海道局長 殿	北海道開発局長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿	北海道運輸局長 殿
国土技術政策総合研究所副所長 殿	東北運輸局長 殿
国土交通大学校長 殿	関東運輸局長 殿
国土地理院長 殿	北陸信越運輸局長 殿
海難審判所長 殿	中部運輸局長 殿
東北地方整備局長 殿	近畿運輸局長 殿
東北地方整備局副局長 殿	中国運輸局長 殿
関東地方整備局長 殿	四国運輸局長 殿
関東地方整備局副局長 殿	九州運輸局長 殿
北陸地方整備局長 殿	神戸運輸監理部長 殿
北陸地方整備局副局長 殿	東京航空局長 殿
中部地方整備局長 殿	大阪航空局長 殿
中部地方整備局副局長 殿	観光庁次長 殿
近畿地方整備局長 殿	気象庁長官 殿
近畿地方整備局副局長 殿	運輸安全委員会事務局長 殿
中国地方整備局長 殿	海上保安庁長官 殿